

第4節 指揮本部

1 消防指揮本部

消防長は、消防活動体制の確立と警戒活動等の強化を図るため、次により消防指揮本部を設置するものとする。

(1) 消防指揮本部設置の要件

- ア 非常災害時
- イ その他消防長が必要と認めるとき

(2) 消防指揮本部の設置

- ア 消防本部に消防指揮本部を設置する。消防指揮本部長は、消防長とし、消防部隊全般を指揮統轄する。
- イ 消防指揮副本部長は、消防次長及び消防団長とし、消防指揮本部長を補佐する。消防次長は、消防指揮本部長不在の時は、その職務を代行する。
- ウ 消防指揮本部員は、消防総務課長、消防予防課長、警備第一課長及び警備第二課長（以下「警備課長」という。）とし、災害時の活動方針及び重要事項を協議するとともに担当業務について指揮監督する。
- エ 消防指揮本部の庶務は、消防総務課が担当する。

(3) 消防指揮本部の任務

- ア 非常災害警備体制の確立
- イ 非勤務職員及び団員の動員
- ウ 消防部隊の運用
- エ 資機材等の確認と増強
- オ 情報の収集及び伝達
- カ その他消防指揮本部長が必要と認めた事項

2 現場指揮本部

部隊の有機的な活用を図り、災害活動現場における総合的な警防力の発揮に努めるため、必要により現場指揮本部を設置するものとする。

(1) 現場指揮本部設置の要件

- ア 異常災害時
- イ その他現場指揮者が必要と認めたとき

(2) 現場指揮本部の設置

- ア 火災現場において現場指揮本部を設置する場合は、警備課長、警備課長が不在の場合は、小坪

分署長及び北分署長（以下「分署長」という。）、警備課長及び分署長のいずれも不在の場合は、本署の警備係長が設置して指揮をとるものとし、消防署長及び消防副署長が現場に到着した場合は、状況を報告して現場指揮を交代するものとする。

イ 火災以外の災害現場において現場指揮本部を設置する場合もアと同様とする。

(3) 現場指揮本部の任務

ア 警防活動方針に関すること。

イ 各部隊への指示命令に関すること。

ウ 部隊の応援要請に関すること。

エ 災害状況、被害状況の把握及び現場広報に関すること。

オ 通信指令室への連絡に関すること。

カ その他必要な任務に関すること。

3 消防指揮本部等の解散

(1) 消防指揮本部長は、非常災害警備体制を解除したとき、又はその必要がないと判断したとき、消防指揮本部を解散する。

(2) 現場指揮者は現場活動が完了したとき、又はその必要がないと判断したとき、現場指揮本部を解散する。